

平成 31 年 4 月 23 日

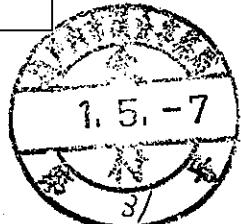
瀬戸内市議会議長

瀬戸内市議会議員 厚東 晃央

### 政務活動費研修報告書

政務活動費を使用して、次のとおり研修活動をしましたので、その結果を報告します。

期間	平成 31 年 4 月 21 日
研修会名	保育研究所 緊急シンポジウム 「無償化」の真のねらいと保育制度
開催場所	保育プラザ（新宿区納戸町 26-3）
研修目的・内容	報告 1 幼児教育・保育の「無償化」の概要 逆井直紀（保育研究所） <ul style="list-style-type: none"><li>・関係閣僚合意（2018.12.28）「無償化の制度の具体化に向けた方針」を示している</li><li>・2019年10月から実施する予定である。</li><li>・無償化給付の実施主体は、市町村になる。</li><li>・無償化の対象児は、3歳以上・0～2歳児（住民税非課税世帯）</li><li>・対象施設は、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業である。</li><li>・無償化の対象期間は小学校入学前の3年間分の利用料を無償化が基本となる。</li><li>・幼稚園の預かり保育も無償化の対象となる。</li><li>・給食食材費は無償化の対象外である。</li><li>・国は主食材費 3000円、副食 4500円と例示している。</li><li>・無償化により負担増となる世帯ができる可能性がある。</li><li>・徴収実務は各施設・職員の負担が増える可能性がある。</li><li>・無償化は保護者の負担軽減になるが、その他の保育充実の課題には全く対応していない。など</li></ul>



## 報告 2 「無償化」法の概要とその本質

田村和之（広島大学名誉教授）

- ・無償化と言われるが、法案には保護者の負担を無償化とすることは定められていない。
- ・また、法案には保育料・利用料を不徴収とすることも定められていない。
- ・政令改正（内閣のみで変更できる）による「無償化」である。
- ・子育てのための施設（認可外保育施設など）等へ利用費給付の新設が行われる。
- ・施設の利用料の給付であり、給食費などの費用は対象外となる。
- ・まだまだ準備不足である。など

## 報告 3 「無償化」実施にあたって論点

逆井直紀（保育研究所）

- ・認可外活用に関して「保育の質」をいかに維持するのか。
- ・食材費の実費徴収、免除者への手続きはどうするのか。
- ・保護者の負担増へつながることがあるのではないか。
- ・公立保育所等の民営化、統廃合促進がされるのではないか。
- ・公定価格の減額等での他施策へのしづ寄せが起こるのではないか。
- ・「無償化」による需要の拡大が起こるのではないか。
- ・質を確保した待機児童対策が必要となるのではないか。など

## 討論 「無償化」がもたらす影響と、困難を克服するための課題

### 論点提示 1 認可外施設・ファミサポを「無償化」対象にする影響と課題 岩狭匡志（大阪保育運動連絡会）

- ・認可外保育施設の指導監督基準を満たさない施設も含めて5年間無償化の対象となる。
- ・一時的預かり保育の代替ではないファミサポまで対象となる。
- ・認可外やファミサポに対しての指導監督・監査など不十分である。

### 対応策（国が責任を持ち対応すべきである）

- ・保育施設・事業の最低基準は、子どもが安心・安全に成長発達する権利を保障する重要な基準であるため、すべての保育施設・事業で同じ基準にすべきである。
- ・給付の公平性だけでなく、保育の質（安全性）の公平性を保障すべきである。

論点提示 2 給食食材費の実費徴収と保育・保育所運営への影響と  
課題 村山祐一（保育研究所）

- ・幼児教育無償化に伴う食材費の取り扱いは、公定価格から差し引きされる方針である。
- ・副食費の免除対象は 1 号認定と 2 号認定では範囲が異なる方針である。
- ・保育所の給食は「食育」であり、社会の責任で補償をするべきである。
- ・2012 年 3 月に厚労省から「保育所における食事の提供ガイドライン」が出されているが、それに基づいて行うべきである。
- ・すべての子どもの給食は、公費負担・無償化の対象とする子を原則とすべきである。

論点提示 3 公立保育所等の民営化・統廃合にいかに対応するか  
奥野隆一（大阪保育研究所）

- ・無償化が地方自治体の財源に影響を与え、公立施設の統廃合と民営化が促進される可能性がある。
- ・統廃合や民営化を行う自治体の手法としては、市民に十分な意見を聞かず、十分な討議を経ずにトップダウン方式で実施している。
- ・大規模化につながり、障がい児にとって不適切な施設・設備となっている自治体がある。
- ・公立保育所が保護者や子どもの生活と地域に果たしてきた役割を再点検する。

論点提示 4 保育内容の国家統制化への懸念と私たちの課題  
大宮勇雄（仙台大学）

- ・世界の保育改革の動向の報告
- ・ビジョンなき無償化と新保育指針となっている。
- ・手前勝手な政府の保育内容の政策となっている。

所感

国は、「保育の無償化」を消費税増税とセットで行おうとしている。しかし、法律の改正ではなく、政令の変更で行おうとしている。内閣が代われば変更されることは、不安定な政策だと感じた。また、自治体財政への安定な支援もないことも明らかになってきた。また、施設利用の無償化であり、給食などの必要経費は徴収される方針であることもあきらかになってきた。それに伴い、経済的に不安定な家庭や多子世帯に負担が重くかかる可能性があることも明らかになつた。

国の制度が不安定なままで実施しようとしているので、「保育の無償化」を見直し、制度上、安定して持続できるものにする必要を感じた。また、このまま「保育の無償化」を行うのであれば、自治体の経済的事情による対応が違うということにつながる。

市においても、保護者の負担につながらないように対応を求めていくことが必要である。また、公立保育園・幼稚園の民営化や統廃合が行われないよう行政をチェック・監視していく必要があると思いました。